

# 公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内  
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

## 日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和2年12月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: December 10 Meeting  
~ 1) Selection of mediators and conflicts of interest, 2) Non-lawyer representation and other participants in the mediation process~ (Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoomの準備の都合上、e-mail又は本状による参加申込みをお願い致します。また、申込みは12月8日（火）までにいただけますようお願いいたします。

### 記

- ①「手続実施者の選任・指名と利害関係情報」
- ②「和解あっせん手続における弁護士以外の代理人の選任・出席等について」

（会員対象行事）

日 時：令和2年12月10日（木）18:00～20:00

場 所：Zoomにて開催

※ご参加の意向を表明された方にはZoomのリンクもお送りいたします。

報告者：九石拓也先生（ひかり総合法律事務所・第二東京弁護士会仲裁センター仲裁人候補者）

農端康輔先生（神楽坂キーストーン法律事務所・第二東京弁護士会仲裁センター嘱託弁護士）

内 容：第二東京弁護士会仲裁センターでは、2020年3月に設立30周年を迎え、その記念事業のひとつとして「和解あっせん実務上の諸問題研究会」を開催しています。同研究会では、弁護士会ADR機関をはじめとする民間ADR機関における和解あっせんに関するさまざまな問題（手続上の問題、機関運営上の問題を含む）について研究してきました。今回の報告者はいずれも同研究会のメンバーであり、同研究会での研究内容から2つのテーマを取り上げ報告します。

①では、和解あっせんの手続実施者の選任・指名の際の利害関係に関する情報の開示についてどのように考えるか、開示の要否、開示を要する事項、開示の手続、開示すべき情報についての手続実施者の調査義務等を検討します。

②では、和解あっせん手続において、当事者以外の第三者の同席を認めるべきか、仮に認めるとしてどのような場合に第三者の同席を認めるか、その手順等はどのように行うべきか等を検討します。

Zoom リンク送付の都合上、参加申し込みは、可能な限り、jaa-info@nichibenren.or.jp 宛に e-mail にてお願い致します。e-mail には、件名を、「【JAA 研究会令和 2 年 12 月 10 日】」としていただき、本文に、①ご芳名、②ご所属等をご記載ください。Zoom リンクを当該アドレスに送付いたします。

また、e-mail でのお申込みにご支障がある場合には、FAX によるお申込みも可能です。FAX にてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛にお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851) 令和 2 年 12 月 10 日 (木) の研究会に出席します。		
ご芳名：	ご所属等：	Zoom リンク送付用メールアドレス (読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください(「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等))。：

**【事務局からのお願い】** 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報(氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX 番号・Email アドレス等)に変更のある方は、当会事務局(電話番号：03-3580-9870 FAX 番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp)までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。